

7



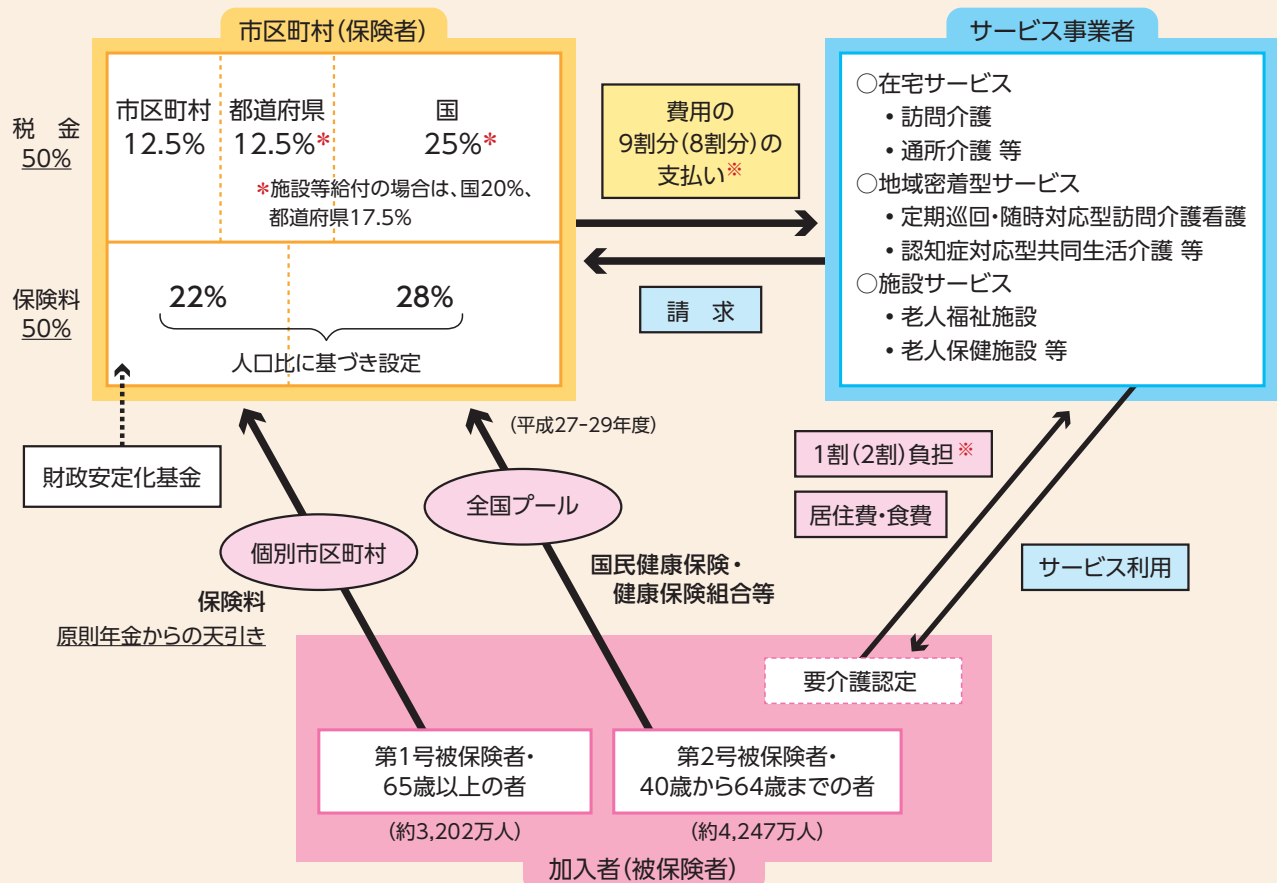
介護サービスのしくみを 知っていますか？

「介護」と「看護」という言葉があります。「介護」とは生活支援や身体介護を行いその人の「できないこと」を支援することであり、「看護」とは医療行為により「命の安全と治療」を行うことです。2000年に始まった介護保険制度ですが、高齢者の増加に伴い利用者も年々増加しています。健康保険と違い、すべての人が利用するわけではなく、介護を受ける人が身近にいないと「言葉」は知っているが「給付内容」になるとわからないという人が多いようです。

介護保険制度とは

介護保険制度は65歳以上の人第1号被保険者として、40歳～64歳までの医療保険加入者が第2号被保険者として加入している制度です。第1号被保険者は原因を問わず介護認定を受けると利用することができます。第2号被保険者は16種類の疾病を原因として介護状態になった際に利用することができます。利用するには、市区町村に申請を行い、審査を経て介護認定を受けての利用となります。介護保険を利用した場合介護の費用の自己負担分は1割です（一定以上の収入がある人は2割負担）。

>> 介護保険制度のしくみ



注：第1号被保険者の数は、「平成25年度介護保険事業状況報告(年報)」によるものであり、平成25年度末現在の数である。

第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成25年度内の月平均値である。

*平成27年8月以降、一定以上所得者については費用の8割分の支払いおよび2割負担。

出所：厚生労働省 HPを参考に作成

介護判定とは

認定を受けるためには、市区町村に設置されている介護認定審査会の判断が必要となります。要介護認定は、介護サービスの給付額を決めることになるため、全国で一律の基準が設けられています。

- 自立と判定された場合：市区町村の介護予防サービスを利用できる。
- 要支援と判定された場合：地域包括支援センターにて介護予防プランを作成。
- 要介護と判断された場合：在宅生活の継続を希望する場合には、居宅介護事業所を選定しケアマネジャーと相談をしてケアプランを作成。施設入所を希望する場合には、利用する施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設等）を選定し、入所を申し込む。

>> 要介護等認定の状況

単位:千人、()内は%

65～74歳		75歳以上	
要支援	要介護	要支援	要介護
246 (1.4)	510 (2.9)	1,471 (9.0)	3,842 (23.5)

出所：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」平成27年度より算出

>> 介護認定申請からサービス利用開始までの流れ

認定申請(本人または家族が市区町村へ申請) ※必要書類：要介護・要支援認定申請書、介護保険被保険者証、印鑑

訪問調査 ※本人や家族から聞き取り調査

主治医意見書 ※申請時に指定した主治医が作成

・一次判定
(コンピューター判定)

・二次判定
(介護認定審査会で審査・判定)

・要介護の認定
(本人または家族へ認定結果を通知)

自立

要支援(1～2)

要介護(1～5)

サービス事業者と契約し、サービス開始

※40歳～64歳まで(第2号被保険者)の人の場合、医療保険証が必要

>> 認定基準

	状態区分	身体の状態の例
予防給付	要支援1	要介護状態ではないが、社会生活のうえで一部介助が必要な場合や、失われた能力を取り戻すような支援が必要な場合 等
	要支援2	
介護給付	要介護1	立ち上がり、歩行等に不安定さがみられ、排泄、入浴等に部分的介助を必要とする場合 等
	要介護2	立ち上がり、歩行等が自力ではできない場合が多く、排泄、入浴等に部分的または全介助を必要とする場合 等
	要介護3	立ち上がり、歩行等が自力ではできず、排泄、入浴等に全面的な介助を必要とする場合 等
	要介護4	日常生活を行う能力がかなり低下しており、全面的な介護が必要な場面が多い。尿意、便意がみられない場合もある 等
	要介護5	日常生活を行う能力が著しく低下しており、全面的な介護が必要である。意思の伝達がほとんどまたは全くできない場合が多い 等

出所：厚生労働省の資料を基に作成

介護サービスについて知ろう

≫ 介護サービスの種類

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市区町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	<p>◎居宅介護サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護（ホームヘルプサービス） ●訪問入浴介護 ●訪問看護 ●訪問リハビリテーション ●居宅療養管理指導 <p>●特定施設入居者生活介護</p> <p>●福祉用具貸与</p> <p>◎居宅介護支援</p> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通所介護（デイサービス） ●通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●短期入所生活介護（ショートステイ） ●短期入所療養介護 <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護老人福祉施設 ●介護老人保健施設 ●介護療養型医療施設 	<p>◎地域密着型介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ●夜間対応型訪問介護 ●認知症対応型通所介護 ●小規模多機能型居宅介護 ●看護小規模多機能型居宅介護 ●認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ●地域密着型特定施設入居者生活介護 ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
予防給付を行うサービス	<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス） ●介護予防訪問入浴介護 ●介護予防訪問看護 ●介護予防訪問リハビリテーション ●介護予防居宅療養管理指導 <p>●介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>●介護予防福祉用具貸与</p> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防通所介護（デイサービス） ●介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ●介護予防短期入所療養介護 	<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防認知症対応型通所介護 ●介護予防小規模多機能型居宅介護 ●介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） <p>◎介護予防支援</p>

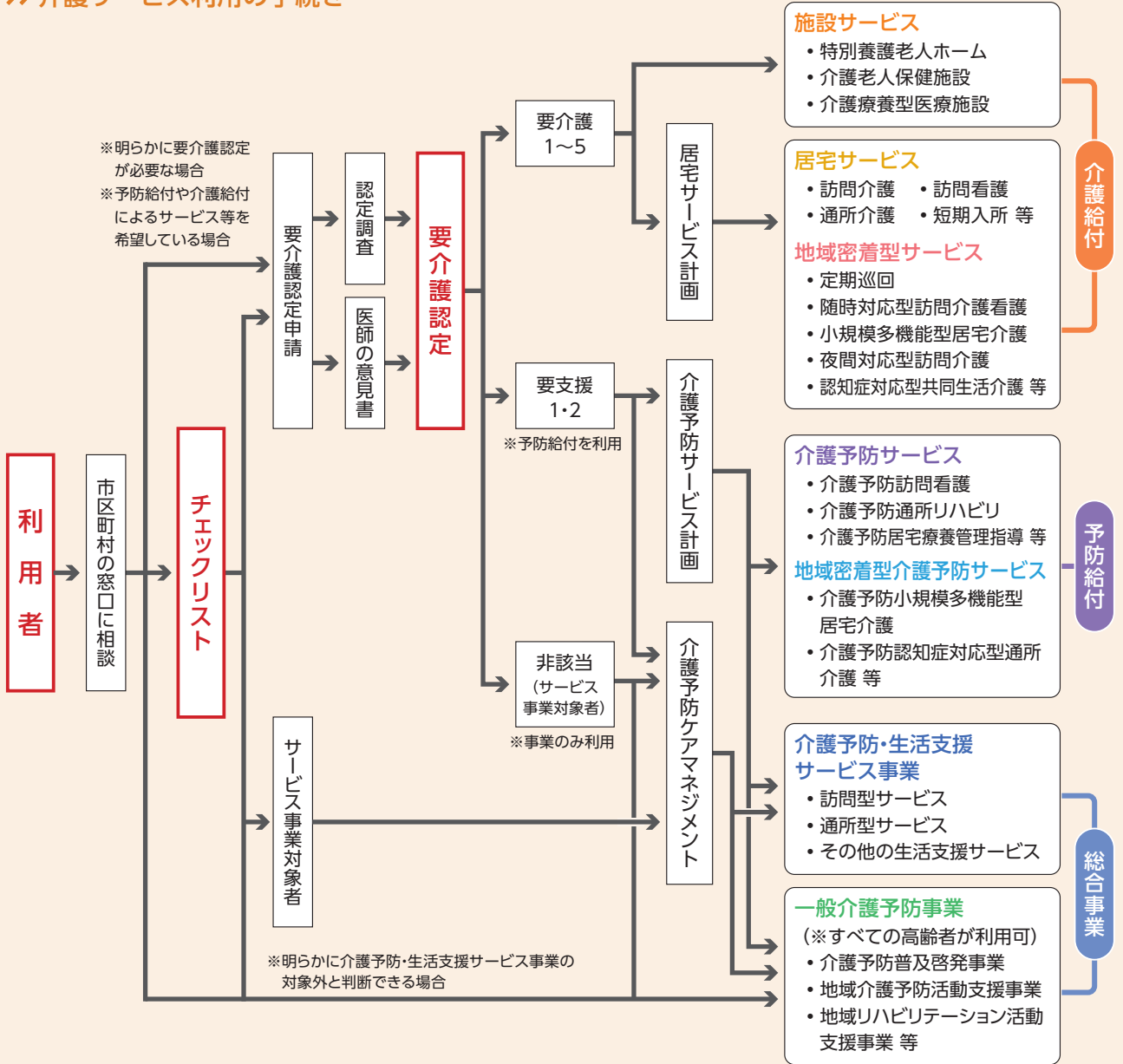
このほか、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給、居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給、市区町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業がある。

出所：厚生労働省「公的介護保険の現状と今後の役割」

≫ 介護施設の種類例

介護保険施設	サービスの内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で家庭での生活が困難な人を対象に、日常生活全般の介護や機能訓練、健康管理などを行う。一般的に特養といわれている施設。
介護老人保健施設	症状が安定している人を対象に、家庭復帰を目指しリハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を行う。 原則として、最長約3ヶ月程度の短期の入所を前提とする。 一般的に老健といわれている施設。
介護療養型医療施設	比較的長期にわたり療養を必要とする人を対象に医療管理や介護を行う。 療養病床をもつ病院、診療所および老人性認知症疾患療養病棟をもつ病院の3種類の施設がある。

介護サービス利用の手続き



ケアプランとケアマネジメント

ケアプラン(介護サービス計画)	ケアマネジメント
要介護・要支援認定を受けた場合に作成する。サービスを選択するにあたり、どのサービスを組み合わせるか、どの指定業者のサービスを受けるかなどの計画書のこと。 介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成する。 ケアプランの作成についての利用者の自己負担額はなし。	ケアプラン作成から実行にいたる介護支援サービス。基本的な過程は、アセスメント(課題分析)→ケアプラン作成→計画に応じたサービス利用→サービスの継続的な管理と再評価、の4段階からなる。

当コンテンツに掲載されている情報は、セカンドライフにかかわる一般的な社会保険等の情報です。記載以外のケースや適用要件等がある場合もあります。また、2017年7月末日現在の情報を基に記載していますので、今後確定する法令等において内容が変更となる場合もあります。個別の事案につきましては、年金事務所・ハローワークや社会保険労務士等の専門家にご確認ください。

介護の費用について知ろう

居宅支援サービスを利用する際に、1ヶ月単位で利用できる上限額が決められており、それを支給限度基準額といいます。支給限度基準額を超えるサービスを利用したときは、超えた分は自己負担になります。

福祉用具購入費は1年で10万円の範囲で、9割または8割の給付、住宅改修費は1件につき20万円の範囲内で9割または8割の給付が受けられます。

≫ 区分支給限度基準額

	状態区分	居宅サービス費 区分支給限度基準額※	自己負担
予防給付	要支援1	50,030円	原則1割 平成27年8月より 一定以上所得者は 2割
	要支援2	104,730円	
介護給付	要介護1	166,920円	
	要介護2	196,160円	
	要介護3	269,310円	
	要介護4	308,060円	
	要介護5	360,650円	

※金額は介護報酬の1単位を10円として計算。 出所：厚生労働省HPを参考に作成

≫ 高額介護(予防)サービス費

月々の介護サービス費の1割(または2割)の負担額が世帯合計で上限額を超えると、超えた分が払い戻されます。

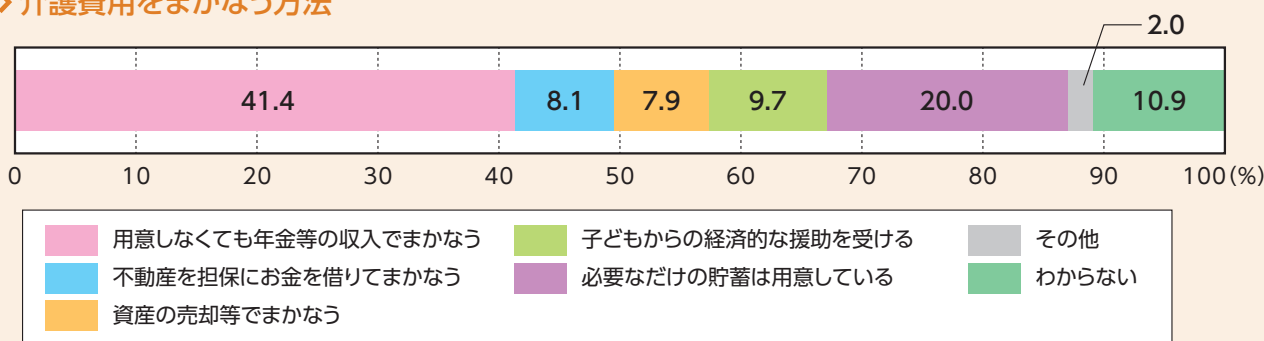
(平成29年8月～)

所得段階	所得区分	上限額	
		世帯	個人
第1段階	(1)生活保護の被保護者	—	15,000円
	(2)15,000円への減額により(1)とならない場合	15,000円	—
	(3)市区町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	24,600円	15,000円
第2段階	市区町村民税世帯非課税で「公的年金等収入金額 + 合計所得金額 ≤ 80万円」	24,600円	15,000円
第3段階	市区町村民税世帯非課税 24,600円への減額により生活保護の被保険者とならない場合	24,600円	—
第4段階	第1～3および第5段階に該当しない場合	44,400円	—
第5段階	世帯内の第1号被保険者の課税所得が145万円以上かつ、 世帯内の第1号被保険者の収入合計が520万円(1人の場合は、383万円)以上	44,400円	—

出所：厚生労働省

そのほかに、入所介護を受けている場合に、食費・居住費について、利用負担第1～3段階の低所得者を対象に、所得に応じた負担限度額が設定され、標準費用額と負担限度額との差額が、申請により特定入所介護サービス費として給付されます。

≫ 介護費用をまかなう方法



出所：内閣府「高齢者の健康に関する意識調査」(平成24年全体版)

当コンテンツに掲載されている情報は、セカンドライフにかかわる一般的な社会保険等の情報です。記載以外のケースや適用要件等がある場合もあります。また、2017年7月末日現在の情報を基に記載していますので、今後確定する法令等において内容が変更となる場合もあります。個別の事案につきましては、年金事務所・ハローワークや社会保険労務士等の専門家にご確認ください。



親の介護と自分の介護



定年前後になってくると、将来の自分の介護のことよりもどちらかといえば親の介護問題に直面するのではないかと思います。介護保険制度は複雑でわかりにくい制度です。介護保険制度は市区町村独自の制度もあります。親の介護に直面すると困惑してしまうこともあるでしょう。

また、介護施設は定員いっぱいなところが多く、すぐに入所できるとは限りません。まだまだ先のことと思わずに、将来の自分のためにもそして自分の親のためにも、あらかじめ市区町村にある施設を確認したり、利用できるサービスにはどのようなものがあるのか、市区町村の窓口でパンフレット等を手に入れ「お金の準備」とともに「心の準備」をしておきましょう。

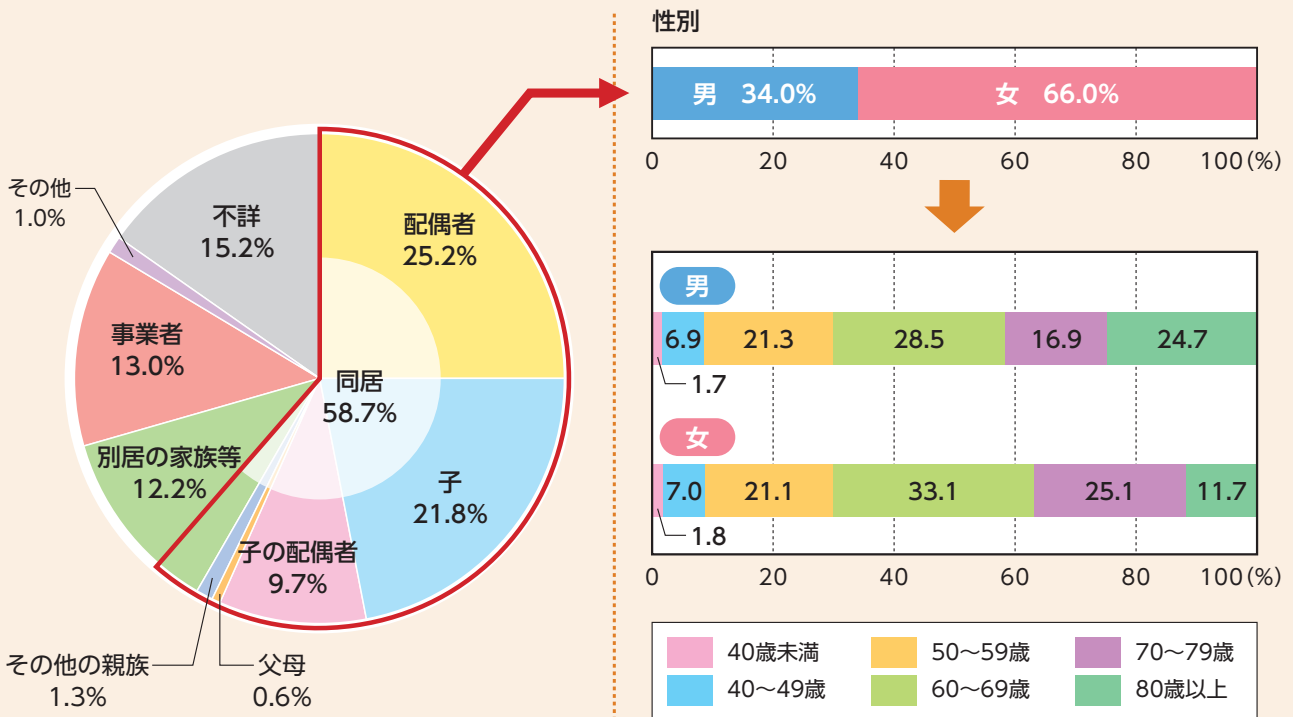
知ってトクする！

自治体によって異なる介護サービス

親が離れたところに住んでいるなら、一度、その自治体に介護の相談をしておいたほうがよいでしょう。介護サービスは自治体によって異なり、実情に合わせたサービスもあります。例えば私の義理の母が一人で住む鹿児島県の小さな町では、そこから移住することは考えられないお年寄りと、都会に住む子ども達をつなぐために、24時間様子がみられるカメラを無料で設置し、異変があれば通知してくれるようになっています。その通知サービスで介護士さんたちと連携しています。

相談は介護状態になる前から受け付けてもらえますが介護サービスは、こちらから申請しないと受けられないものが多いのです。

>> 要介護者等からみた主な介護者の続柄



注：主な介護者の年齢不詳の者を含まない。

出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成28年）

当コンテンツに掲載されている情報は、セカンドライフにかかわる一般的な社会保険等の情報です。記載以外のケースや適用要件等がある場合もあります。また、2017年7月末日現在の情報を基に記載していますので、今後確定する法令等において内容が変更となる場合もあります。個別の事案につきましては、年金事務所・ハローワークや社会保険労務士等の専門家にご確認ください。

